

## 富山市食品衛生法等に基づく行政処分事務取扱要領

### 1 目的

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年6月23日富山県条例第18号。以下「ふぐ条例」という。）の規定に基づく営業許可の取消し、又は営業等の禁止若しくは停止、その他必要な行政処分（以下「処分」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 処分の基本原則

- (1) 処分は食品等に係る食品衛生上の安全確保のために行う措置であり、時機を逸することのないよう、迅速かつ適切な方法をもってあたるものとする。
- (2) 処分は社会的不安を除去し、食品衛生上の安全確保のために行うものであり、必要以上の処分を行う等の処罰的な考え方がなされてはならない。
- (3) 処分は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当するものであり、その執行にあたっては、同法に基づき適正に行うものとする。

### 3 違反事実の確認

違反（疑いがあるものを含む。）を探知したときは、食品衛生監視員は直ちに営業者又は関係者から必要な報告を求めるとともに、当該施設に立ち入り、食品等、施設、記録簿その他の物件の調査により、違反事実を確認するものとする。

### 4 処分の基準

- (1) 保健所長は、別表「行政処分の取扱基準」により処分を行うものとする。
- (2) 当該基準は標準的内容を示したものであり、運用にあたっては営業者等の違反の程度及び再発防止に要する期間を考慮し、当該基準を加減して処分を行うことができる。

### 5 聴聞又は弁明の機会の付与

処分については、行政手続法及び富山市行政手続条例に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

なお、食中毒等の公益上緊急に行政処分をする必要があるため、聴聞等の意見陳述のための手続きを執ることができない場合は、これを省略することができる。

## 6 処分の執行

処分は別記様式第1号から第6号、第10号及び第11号の指令書により行うものとする。

食品衛生監視員が富山市食品衛生法施行細則（平成17年4月1日富山市規則第133号）第8条の規定により処分を行う場合の様式は、様式第1号、第2号及び第4号に準ずる。

## 7 処分の公表

食品衛生上の危害の発生を防止するため、法に基づき書面により行政処分を行った場合は、法第69条に基づき公表するものとする。

また、条例に基づく処分についても法第69条に準じて公表するものとする。

## 8 処分の履行確認

処分を行ったときは、保健所長はその履行状況について確認するものとする。

## 9 禁止処分の解除

当該食品等に係る食品衛生上の安全確保が確認された場合は、当該処分を書面により解除するものとする（別記様式第7号）

## 10 告発

保健所長は、当該業者等に法第81条から第83条、第85条第1号から3号、第87条及び第88条並びにふぐ条例第30条に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは、別記様式第8号【復命書（様式第9号）】により証拠書類等を添えて、捜査機関に告発するものとする。

## 11 その他

この要領に定めのない事項については、保健所長が別途定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年3月14日から施行する。

## 別表

## 行政処分を取扱基準（法第59条関係）

行政処分条項	違反条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容
第59条	第6条	不衛生食品等の販売等の禁止	次のいずれかに該当する場合は、「食品等の廃棄その他食品衛生上の危機を除去するために必要な処置（廃棄命令、回収命令及び移動の停止命令等）」を行うものとする。 1 人体への危害発生又は危害発生のおそれがあるとき 2 人体への危害発生又は危害発生のおそれがある場合であって、行政指導による改善が困難なとき
	第9条第1項	食品又は添加物の包括的輸入の禁止	
	第10条	病肉等の販売等の制限	
	第11条	重要工程管理のための措置が講じられた食品又は添加物以外のものの輸入の禁止	
	第12条	添加物等の販売等の制限	
	第13条第2項又は第3項	食品又は添加物の基準、規格に合わないものの販売等の禁止	
	第16条	有毒器具等の販売等の禁止	
	第17条第1項	器具等の包括的輸入の禁止	
	第18条第2項又は第3項	器具又は容器包装の規格、基準に合わないものの製造販売等の禁止	
第20条	虚偽誇大広告等の禁止		

## 行政処分を取扱基準（法第60条関係）

行政処分条項	違反条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容
第60条	第6条	不衛生食品等の販売等の禁止	次のいずれかに該当する場合は、「必要な措置又は営業停止3日又は営業の全部若しくは一部の禁止」を行うものとする。 1 人体への危害発生又は危害発生のおそれがあるとき 2 同種の違反を繰り返したとき 3 人体への危害発生又は危害発生のおそれがある場合であって、行政指導による改善が困難なとき
	第7条第1項から第3項	新開発食品等の販売禁止	
	第8条第1項	指定成分等を含む食品による人体への危害発生又は危害発生のおそれがある際の届出義務	
	第9条第1項	食品又は添加物の包括的輸入の禁止	
	第10条	病肉等の販売等の制限	
	第11条	重要工程管理のための措置が講じられた食品又は添加物以外のものの輸入の禁止	
	第12条	添加物等の販売等の制限	
	第13条第2項又は第3項	食品又は添加物の基準、規格に合わないものの販売等の禁止	
	第16条	有毒器具等の販売等の禁止	

第17条第1項	器具等の包括的輸入の禁止	営業停止3日については、過去の事例から(1)原因の究明及び除去、(2)施設の改善、(3)その他衛生上の必要な措置に要する期間とした。 但し、(1)~(3)の措置が必要ない場合は、日数を減らすことができるものとする。 営業の禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することが出来ない場合、又は営業許可を取り消すまでに至らないが違反行為が重大な場合に営業の全部又は一部について行うものとする。 違反行為が悪質で営業を継続させることが食品衛生上危険である場合は、「営業許可の取消し」を行うものとする。
第18条第2項 又は第3項	器具又は容器包装の規格、基準に合わないものの製造販売等の禁止	
第19条第2項	表示違反品の販売等の禁止	
第20条	虚偽表示等の禁止	
第25条第1項	食品、添加物、器具又は容器包装の検査	
第26条第4項	検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止	
第48条第1項	食品衛生責任者の設置義務	
第50条第3項	有毒物質の混入防止等の措置基準の遵守義務	
第51条第2項	営業施設の衛生管理等の遵守義務	
第52条第2項	器具又は容器包装の製造施設の衛生管理等の遵守義務	
第53条第1項	規格に適合した原材料が使用された器具又は容器包装を販売する際の説明義務	
第55条第2項 第1号又は 第3号	営業許可申請者が法又は法に基づく処分に違反し、刑に処されたとき	
第55条第3項	営業許可条件に違反したとき	

注1) クドアについては、当該ヒラメを廃棄等することにより食中毒の拡大・再発防止が可能であるため、他に改善すべき内容がない場合には、営業停止期間は不要とする。

注2) アニサキスについては、調理従事者が食中毒の防止についての知識を有し、かつアニサキスの除去等の防止対策が取られている場合、営業停止期間を設けないことができるものとする。

行政処分の取扱基準（法第61条関係）

行政処分条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容	
第61条	営業施設基準に適合しないとき	次のいずれかに該当する場合は、「改善命令又は営業停止3日若しくは営業の全部又は一部の禁止」を行うものとする。 1 法第54条の規定による基準に違反し、行政指導による改善が困難なとき 2 同種の違反を繰り返したとき	営業者が改善命令、営業停止又は営業の全部若しくは一部禁止に違反した場合は、「営業許可の取消し」を行うものとする。

行政処分取扱基準（法第68条関係）

行政処分条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容
第68条第1項	おもちゃについての準用	第59条から第61条の該当違反条項に準ずる
第68条第3項	学校、病院その他の施設について準用	第59条から第61条の該当違反条項に準ずる

行政処分取扱基準（ふぐ条例第22条関係）

行政処分条項	違反条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容	
第22条第1項		偽りその他不正の手段により認証を取得		認証の取消し
第22条第2項	第17条第2号又は第3号	欠格事項に該当		次のいずれかに該当する場合は、「営業停止3日以内」を行うものとする。 1 ふぐ毒による人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められるとき 2 同種の違反を繰り返したとき 3 人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められない場合であって、行政指導による改善が困難なとき
	第16条各号	認証の基準違反		
	第21条	ふぐ処理業者の遵守事項		

注) 営業停止3日については、食品衛生法に基づく処分と同等とし、(1)原因の究明及び除去、(2)施設の改善、(3)その他衛生上の必要な措置に要する期間とした。